

平成 28 年 5 月 31 日
総務省九州管区行政評価局

平成 28 年度第 1 期行政評価・監視（地域計画調査）の実施について

九州管区行政評価局（局長：^{つのだ ゆういち}角田 祐一）では、独自に、地域の住民生活に密着した行政上の問題を取り上げて調査を実施し、必要な改善を図る地域計画調査を実施しています。

平成 28 年度第 1 期（平成 28 年 5 月～28 年 9 月）においては、「食品表示に関する実態調査」を実施しますのでお知らせします。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当：第一部 第 1 評価監視官
作間 正和

電話（直通）： 092-431-7086

F A X： 092-431-7085

食品表示に関する実態調査 ～消費者の食卓を守る食品表示の確実な実施に向けて～

調査の背景・目的

食品表示については、消費者に対し、食品の安全性に係る情報や商品選択上の判断に影響を及ぼす情報が確実に提供されることが重要

「食品表示法」が平成27年4月に施行

食品表示については従来、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、健康増進法により別個に規定
これを統合し、包括的・一元的な食品表示基準や違反に対する是正措置等を規定

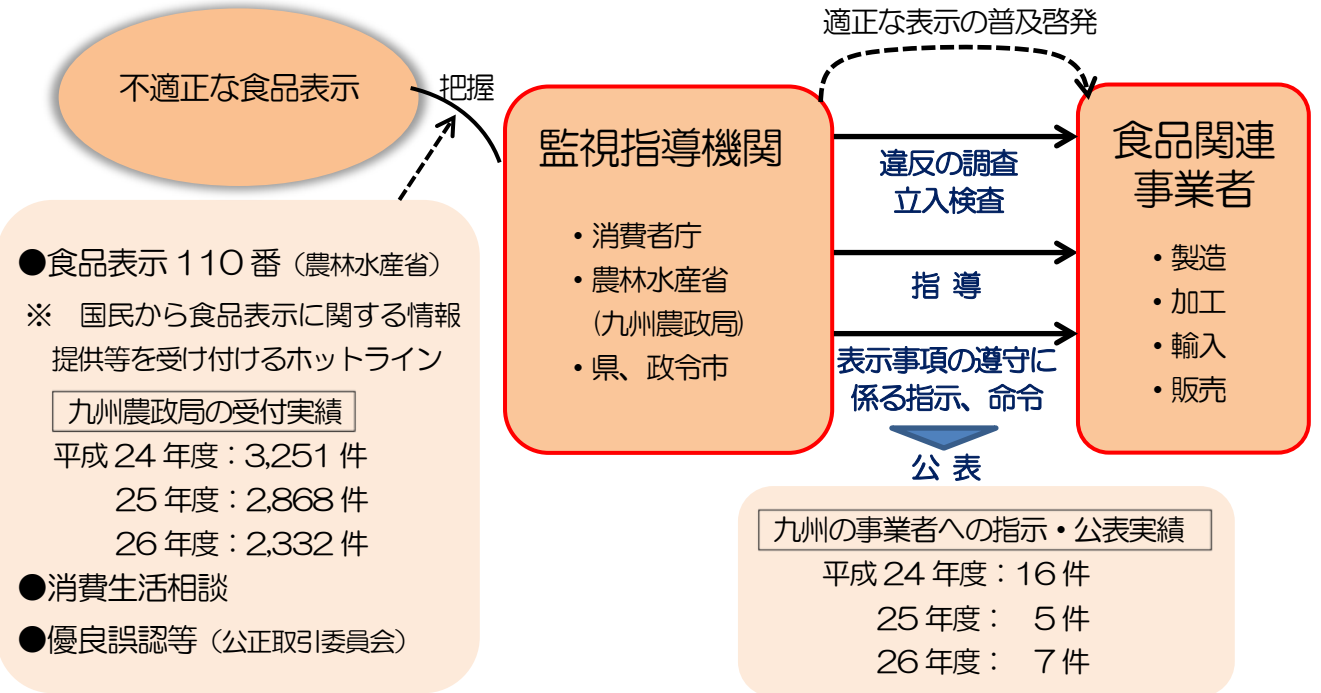
食品表示法では、事業者が製造・販売等する食品に対し、基準に基づく表示を義務付け
また、九州農政局等の関係機関が立入検査、指示等の監視指導等を実施

食品表示法の公布(平成25年6月)後にも、九州地方において、不適正表示の事案が発生
・豆腐等の原料大豆の原産地(福岡県)
・袋詰精米の原産地や精米年月日(長崎県)等

本実態調査は、食品摂取に際しての安全性の確保、一般消費者の自主的・合理的な食品選択の機会の確保を推進するために実施

調査の主な視点

- ① 食品関連事業者等における食品表示の取組状況
- ② 食品表示の監視体制等
- ③ 一般消費者等から提供された情報等の処理状況



調査対象機関等

- 1 調査対象機関
公正取引委員会事務総局九州事務所
九州農政局
 - 2 関連調査等対象機関
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター、
県、関係団体、事業者等
 - 3 調査実施局所
九州管区行政評価局
 - 4 調査実施期間
平成28年5月～28年9月(予定)
- ※ 調査結果は平成28年9月公表予定

平成 28 年度第 1 期行政評価・監視計画（地域計画）

名 称	食品表示に関する実態調査
目 的	<p>食品表示については、一般消費者に対して、食品の安全性に係る情報や商品選択上の判断に影響を及ぼす情報が確実に提供されることが重要である。</p> <p>このため、食品表示に関しては従来、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の 3 法により各々別個に規定されていたものを統合し、包括的かつ一元的な食品表示基準や同基準違反に対する是正措置等を定めた「食品表示法」が平成 25 年 6 月に公布、27 年 4 月から施行されている。</p> <p>食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）では、食品表示基準に基づき、食品関連事業者が製造、販売等する食品に対して表示を義務付け、地方農政局、県等の関係機関が、立入検査、指示等の監視指導等を行っている。</p> <p>一方、従前から消費者の信頼を揺るがすような産地偽装、原料偽装や期限表示の改ざんなどの事件は全国的に発生しており、食品表示法公布後の九州地方においても、①豆腐等の原料大豆の原産地に係る不適正表示（平成 26 年 7 月、福岡県）、②袋詰精米の原料米の原産地及び精米年月日に係る不適正表示（平成 28 年 3 月、長崎県）などの事案が発生している。</p> <p>また、福岡市が平成 27 年度に実施した市政アンケート調査（食の安全・安心）においては、市民が、食の安全性について特に不安を感じていることの最上位が「表示の偽装」となっているなど、食品の表示は国民にとって、とても身近な課題となっている。</p> <p>この実態調査は、このような状況を踏まえ、食品摂取に際しての安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を推進する観点から、食品関連事業者等における食品表示の取組状況、関係機関による監視指導等の体制、実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p>
調 査 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品関連事業者等における食品表示の取組状況 2 食品表示の監視体制等 3 一般消費者等から提供された情報等の処理状況 4 その他
調査対象機関	公正取引委員会事務総局九州事務所、九州農政局
関連調査等対象機関	独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター、県、関係団体、事業者等
調査実施時期	平成 28 年 5 月～9 月
担当評価監視官等	九州管区行政評価局 第一部第 1 評価監視官